

公益財団法人佐賀未来創造基金 令和3年度事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【事業の体系】

(ア) CSO、企業等及び社会的弱者の支援活動

(イ) 地域の社会課題を解決する事業(コレクティブインパクト事業)

【事業の趣旨】

当法人は、個人や企業の皆様から寄付を集め、社会課題解決及び新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）に資金及びその他必要な資源を助成することで、地域社会の課題解決や活性化及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造に係る事業に取り組む市民立の財団法人である。

人口減少や高齢化、非正規雇用の増大等、切実な社会課題・行政課題が顕在化する中、これらの課題に全て行政だけでは対応することが困難な状況である。このような状況において、地域や社会の課題解決や活性化及び新しい価値の創造に取り組む主体としてCSOに対する期待は大きい。しかし、一方で多くのCSOは財政的基盤の脆弱さという課題を抱えており、CSOの活動を地域社会で支える仕組みの整備や、県民主体での公益活動の強化が必要となっている。また、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政やCSO等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係支援組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行うことを目的として設立された。

当法人では、この目的のもと、令和2年度以降において次の事業を実施する。

【各事業の事業計画】

(ア) CSO、企業等及び社会的弱者の支援にかかる活動

(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なままで終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSOや企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源、情報及び人材獲得のきっかけを提供するとともに、当法人が県内CSO及び企業等の寄付や人材等の受け皿として機能することにより、寄付文化及びボランティア活動の拡大を目指し、社会課題解決及び新しい価値の創造に関する活動のための資金その他必要な資源、情報及び人材確保のための事業や地域から取り残された社会的弱者を支援する事業を実施する。

(1) 伴走支援事業

(趣旨)

CSO等は組織基盤や財政基盤が脆弱であるうえ、課題解決のための事業遂行力も不十分である場合が多い。そのため当法人は中間支援組織として、CSO等からの相談を受け寄り添った伴走支援を行う。

(内 容)

行政及び企業と協働して地域における社会課題を調査研究し、その解決及び新しい価値の創造のため CSO 等に対する次に掲げる各種支援事業を実施する。具体的には、行政ならびに企業と協働して対象となる CSO 等からの相談を受け、社会課題解決及び新しい価値の創造のための支援についての相談、コンサルティング事業や人材育成及び組織基盤強化のための研修事業、助成プログラム開発等の伴走支援を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

チラシによる広報、ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等での情報拡散、県内 CSO へのダイレクトメールの送付、県庁、佐賀市の記者クラブへのニュースリリース等の方法により募集する。

(財 源)

佐賀県委託事業及び法人財源

(令和 3 年度実施予定)

「令和 3 年度 CSO 未来への一步応援事業」

(2) 普及啓発事業

(趣 旨)

東日本大震災や北部九州豪雨をはじめ、近年頻発する巨大地震や豪雨災害といった大災害を経験したことにより、多くの方が義援金を拠出したり、ボランティア活動に参加したりする機会が大幅に増えてきたと言われているが、県内 CSO における財政及び組織基盤は十分と言える状況にはなっておらず、多くの県民や CSO 担当者に寄付文化及びボランティア活動の普及啓発を目指すため、次の事業を実施する。

(内 容)

WEB、SNS 等を活用し、寄付文化の普及啓発活動及び勉強会及び交流会の開催やボランティア活動に関する普及啓発及びボランティアを求める CSO とボランティア活動に関心のある人とのマッチング事業を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(財 源)

法人財源

(令和 3 年度予定)

「さがつく AWARD2021」

・佐賀県誘致 CSO の現状報告、大口寄付者への感謝状贈呈、寄付集めプレゼン大会等

(3) 佐賀県遺贈相談活用センター事業

(内 容)

当法人が加入している「全国レガシーギフト協会」の九州唯一の「遺贈寄付の窓口」として、無料相談窓口を設置。相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報や書籍紹介等の情報提供や相談に対応する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(令和3年度予定)

20件

(4) 助成事業

(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なまま終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSOや企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源等を提供する助成事業を実施する。

①各種助成

(趣旨)

当法人は本助成事業に応募し、選考の結果採択となった事業に助成を行うことで地域における様々な社会課題の解決や新しい価値の創造を実現することを目的とする。

また、採択団体自らが寄付集めを実施することにより、採択団体の財源確保能力の向上を目指すとともに、寄付金募集の取組みを通じ、社会課題の認知と理解を高め、事業内容や団体の存在意義を社会に発信して行く。

(内容)

『事業指定寄付』、『分野別指定寄付』、『冠寄付』等の各寄付に、応募団体(以下、採択団体)が本助成プログラムに応募し、選考の結果、採択となった事業について、当法人と採択団体が、当法人の仕組み(ホームページでの寄付金募集等)を活用し、寄付募集期間に当法人と採択団体が一緒に寄付集めを実施する。寄付募集期間に集まった寄付金より事業運営費を除いた額を当法人より助成金とし交付する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等。

当法人が定める一定の基準を満たした団体

(助成団体)

当法人の助成プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡す

ること。)

(選考方法および選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規定する助成団体審査要綱による。

(選考基準)

CSO 審査チェックシート参照

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財 源)

『事業指定寄付』、『分野別指定寄付』、『冠寄付』等の寄付金

(令和3年度予定)

『事業指定寄付』、『分野別指定寄付』では、「サガン鳥栖 AID 緊急支援プロジェクト」、「入学応援給付金プロジェクト」「コロナと戦う医療にエールを緊急支援募金」

『冠寄付』は荏原環境プラント「e-さが基金」、佐賀新聞「Gogo さがスポ佐賀基金」など

②休眠預金による資金助成

(趣 旨)

本助成事業は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図り、民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備することを目的とする。この目的を達成することにより、社会課題の解決のための自立的かつ持続的な仕組みが構築され、採択団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会課題の解決に向けた取り組みが強化されることが期待できる。

(内 容)

本助成事業において指定された特定の分野の活動（子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）に関する事業を行う CSO、企業等を対象とし、対象者が本助成事業に応募し、選考の結果採択となった CSO、企業等に対し助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成対象団体)

休眠預金助成事業採択団体

(助成金額)

当法人助成選考委員会で決定された金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送

もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人助成選考委員会設置要綱により決定する。

(選考基準)

CSO 審査チェックシート参照

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財 源)

休眠預金(JANPIA との契約限度額)

(令和3年度予定)

- 1-1 新形コロナ禍における地域包括型社会の構築事業
- 1-2 2019年度事業実施団体への追加助成事業
- 1-3 新形コロナ禍における緊急被災者支援事業

(イ) 地域の社会課題を解決する事業(コレクティブインパクト事業)

(趣 旨)

当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行う。

(1)他団体への参画及び共同事業の実施

(趣 旨)

当法人の目的に沿った県内の団体と協働で活動することで、CSO や企業、行政など枠組みを超えて、それぞれの強み、専門性を活かして活動することを目的とする。

(内 容)

当法人の目的に沿った他団体との事業に参画し、必要に応じて事務局業務の一部を担う。具体的には、次に列挙するような事業やそれに類する事業に参画し、地域のCSO や社会的弱者からの相談を受けたり、当法人が実施する伴走支援、寄付募集及び資金その他必要な資源の助成について情報提供を行ったり、各関係団体との連絡調整等の業務を行う。

(対象者)

CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関

(財 源)

寄付金

(令和3年度実施予定)

- ① さが・こども未来応援プロジェクト事業

(内 容)

こどもの関係性の貧困を、こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」を増やし、繋ぎ、連携していくことで、地域の孤立化を防ぎ、子どもの社会的孤立が生まれない地域コミュニティを作っていくことを目的とする。

- ・ こどもの居場所設立及び運営に関わる相談支援
- ・ こどもの居場所のネットワークづくり事業
- ・ こどもの居場所への資源循環マッチング事業
- ・ こどもの居場所と行政・企業・CSO等との連携事業
- ・ こどもの居場所関係者と連携した直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

- ・ 子どもの居場所運営者及び設立希望者
- ・ 社会的孤立の可能性のある子ども及びその家庭

② コミュニティ・エリアマネジメント事業

(内 容)

地方で増加していく空き家をはじめとした遊休不動産に対して、それをリノベーションするだけではなく、地域コミュニティと連携して価値を再確認することで地域コミュニティの活性化につなげていく事業であり、高齢化してゆく地域で遺贈などの受け皿としての役割もはたしてゆく。

(事 業)

- ・ 空き家をはじめとした遊休不動産等の相談対応
- ・ 勉強会
- ・ ネットワークづくり事業
- ・ 行政・企業・CSO等との連携事業
- ・ 直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

- ・ 空き家をはじめとした遊休不動産の管理者
- ・ 地域コミュニティのメンバー
- ・ 土業などのネットワーク
- ・ 行政企業との連携
- ・ 居住困難者への支援等

③ 佐賀災害支援プラットフォーム事業(災害対応と防災)

(内 容)

- ・ 同時多発的に起こる災害に対して県内外のネットワークを作ることで、災害対応をはじめとした緊急・復旧・復興支援から地域づくりまでをワンストップで対応できる仕組みづくりを行う。災害で被害を受けた生活弱者への直接支援も含めて実施する。災害関係の相談対応をはじめ、寄付集めや助成事業を行うことで、担い手の支援も実施する。
- ・ 災害に関わる相談支援

- ・ネットワークづくり事業
- ・資源循環マッチング事業
- ・行政・企業・CSO等との連携事業
- ・直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

- ・災害対応や支援するCSO、企業、個人
- ・災害被害を受けた生活弱者

(2) 社会的弱者への資金助成

(趣旨)

貧困や災害などさまざまな事情により、行政やCSO等の支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者を支援することを目的とする。

(内容)

企業からの寄付やクラウドファンディングなどで集めた資金を、社会的弱者に助成する。

(対象者)

佐賀県民

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法及び選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準)

当法人が規定する助成団体審査要項による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(令和3年度予定)

「入学応援給付金助成事業」

- ・高等学校等入学を迎える中学3年生を対象に、入学に伴う経済的負担軽減のための、返済不要の給付金事業を実施

助成対象者 佐賀県内の高校進学を希望する中学生

事業実施期間 令和3年9月1日～令和4年3月31日

助成額 20人に対し一人当たり最大20万円(総額400万円)

「2021年度伝統工芸助成事業」

- ・新型コロナウイルス緊急助成事業として認定NPO法人ピースウィンズジャパンとの協働事業

助成対象者 佐賀県内の伝統工芸事業者(個人・法人は問わない)

事業実施期間 令和3年3月30日～12月31日

助成額 7事業者へ各50万円(総額350万円)